

令和3年9月13日

津山市建設工事等入札参加資格者 各位

津山市契約監理室長

建設工事に係る入札制度の改正について（お知らせ）

津山市発注の建設工事に係る低入札調査価格制度の対象となる入札案件においては、入札の際、入札金額内訳書(様式15号)に代えて、入札設計書に基づいた見積設計書<sup>※1</sup>(以下「見積設計書」という。)を添付することとしていましたが、次のとおり見直しを行い、令和3年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事において適用するのでお知らせします。

●見積設計書の提出について

|       | 現 行                            | 改 正 後   |
|-------|--------------------------------|---|
| 入 札 時 | 入札金額内訳書(様式15号)に代えて、見積設計書を添付する。 | 入札金額内訳書(様式15号)を添付する。  |
| 開 札 後 |                                | 開札の結果、低入札調査価格を下回った入札事業者に対して、別に定める日時までに見積設計書の提出を求める。<br>提出期限までに見積設計書を提出しなかった場合は、失格とする。 |

※1 入札設計書に基づいた見積設計書(低入札調査価格制度の基本方針の調査項目が確認できる資料(代価表・見積等を含む。))が添付されているもの)